

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年三月二十九日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則二一一四―一五

人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、 <u>六百二十八人</u> （うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と	人事院の職員（常勤を要しない職員を除く。以下同じ。）の定員は、 <u>六百二十六人</u> （うち十二人は、国家公務員倫理審査会事務局の職員の定員と

する。) とする。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

する。) とする。